

梨 飯 第 5 3 7 号

令和 7 年 6 月 1 3 日

公立大学法人山梨県立大学

理事長 早川 正幸 殿

監事 小野 正毅



監事 久保嶋 正子



#### 監査報告書

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項の規定に基づき、公立大学法人山梨県立大学の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第15期事業年度における業務を監査しました。

その結果について、次のとおり報告いたします。

#### 1 監事の監査の方法及びその内容

公立大学法人山梨県立大学監事監査規程に基づき役員会その他重要な会議に出席し、役員（監事を除く、以下同じ。）の職務執行の状況を把握するほか、重要な決裁書類等を閲覧し、関係する役員及び教職員から説明を受け、業務の状況を調査しました。

また、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、附属明細書）及び決算報告書について監査を実施しました。

#### 2 監査結果

- (1) 業務は、法令等に従って適正に実施されており、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されていることを認める。
- (2) 役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制及び業務の適正を確保するための体制を整備し、適切に運用されていることを認める。
- (3) 役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実とは認められない。
- (4) 財務諸表及び事業報告書は、法人の財政状態及び運営状況を正しく表示しており、決算報告書は、予算の区分に従い決算の状況を正しく表示していることを認める。

以 上